

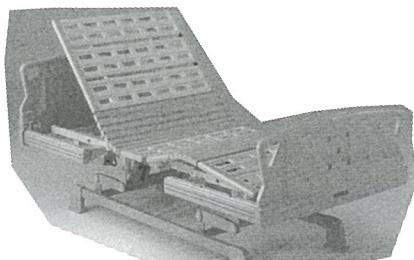
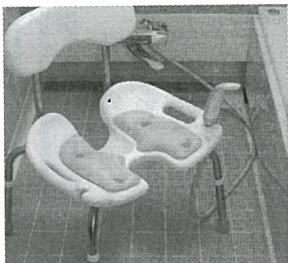


歩くことが困難な方に
車いす

- 日常生活用具の購入補助と貸出し
- 介護が必要な人のふだんの生活を支えるために、介護用品を購入する際の補助や貸出しをしています。
- 購入補助対象品 特殊ベッド、床ずれ防止用マットレス、車いす、電磁調理器、腰掛便座、火災報知器、自動消火器など。

特殊ベッドや車いすなどの 介護用品を利用したい

家庭のお風呂で使える
シャワーいす



寝たきりやベッドの上での生活が多い方に特殊ベッド



床ずれ防止のためのエアーパット

65歳以上で、ねたきりの状態が
6か月以上続いている人の介護者
に福祉手当が支給されます。支給
額は、1か月当たり14、270円
(平成9年度現在)。

貸出し品 特殊ベッド、
床ずれ防止用マットレス、車いす(貸出期間
は2年間)

介護している家族に 手当を支給

- ねたきり老人福祉手当の支給

保健福祉課に登録されている施設で、はり、きゅう、マッサージ等の施術をしたとき、費用の一部を助成します。利用券を発行し、その利用券を施設に渡すことで1000円が減額されます。利用券は月1枚の割合で交付されます。

● 福祉タクシー 利用助成

1級または2級の身体障害者手帳をお持ちの方の生活範囲を広げるための助成制度です。タクシーを利用して、車いすの領収書をお持ちの場合は、1回当たり100円で、月4回まで助成を受けられます。

貸出し品 特殊ベッド、
床ずれ防止用マットレス、車いす(貸出期間
は2年間)

申込み 役場保健福
祉課

申込み 役場保健福
祉課

社会福祉協議会も独自のサービス

● 紙おむつの支給(無料) 自宅でねたきりの方を対象に、2か月に一度(1日一枚の割合)紙おむつを自宅にお届けしています。

● ふとの乾燥・丸洗いサービス(無料) 相対に、ふとの乾燥(月1回)と丸洗い(年1回)サービスを行っています。

● 給食サービス(無料) ひとり暮らしの高齢者に月1回、ボランティアが弁当をお届けします。

● 送迎サービス(燃料費負担) 不自由な方が、病院などを利用するとき、車で送迎するサービスです。

申込み 町社会福祉協議会
(82-6545)

24時間体制で介護者を支援

第二松丘園在宅介護支援センター



ねたきり、痴呆、精神的なものなど、介護に関する悩みは様々です。

在宅介護支援センターでは、家庭で介護する方の様々な悩みや相談に応えるため、社会福祉専門職と看護婦が24時間体制で待機しています。

相談は無料で、電話でも、センターを訪ねても、必要があれば訪問相談にも応じるそうです。お気軽にご利用ください。

業務内容 介護相談、介護用品の展示・紹介
在宅福祉サービスの手続きなど
電話番号 84-3969(第二松丘園)